

室蘭基署発 0814 第 2 号  
平成 29 年 8 月 14 日

各 位

室蘭労働基準監督署長



### 平成 29 年度（第 68 回）全国労働衛生週間の実施について

労働基準行政の推進につきましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業をはじめ関係各界における労働衛生意識の高揚と自主的労働衛生管理活動の促進を図るため、本年度の全国労働衛生週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添の「平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、

### 「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

をスローガンに平成 29 年 9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間、10 月 1 日から 10 月 7 日までを本週間として実施することとしました。

つきましては、本週間の趣旨を御理解いただき、本週間が効果的に実施され、あらゆる事業場において労働衛生管理活動の定着化が図られるよう周知いただきたくお願い申し上げます。

また、労働衛生週間準備期間は「職場の健康診断実施強化月間」ともしております。

これを機に、職場の健康診断の適切な実施、異常所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取等の状況をご確認されるとともに、平成 27 年 12 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックの確実な実施に関し、あわせて御確認いただくようお願い申し上げます。

なお、ストレスチェックは、常時使用する労働者の人数が 50 人以上の事業場において、1 年以内ごとに 1 回、定期に実施すること（常時使用する労働者の人数が 50 人未満の場合は努力義務。）とされていることを、申し添えます。

## 平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱

## 1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 68 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

現在の労働者の健康を巡る問題を見ると、病気を治療しながら仕事をしている方は、労働人口の 3 人に 1 人と多数を占める。病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々や、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々も多い。

また、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) や特定の有機粉じんを取り扱う化学工場における膀胱がん事案や肺疾患など化学物質による健康障害問題が発生しているほか、危険有害性を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート (SDS) の交付を行っている製造者の割合は、それぞれ 47.7%、48.0% で低調であり、危険有害な化学物質の取扱が十分でないと思われる事業場も未だあることから、更なる化学物質の適切な取扱いの促進が必要な状況にある。

さらに、平成 28 年度の脳・心臓疾患事案の労災請求件数は 825 件 (前年度比 3.8% 増) と 2 年連続で増加し、精神障害事案の労災請求件数は 1,586 件 (前年度比 4.7% 増) と 4 年連続で増加している。くわえて、我が国における自殺者のうち、6,782 人が「被雇用者・勤め人」であり、自殺の原因・動機が特定されている者のうち「勤務問題」が原因・動機の一つとなっている者は 2,159 人となっている (平成 27 年における自殺の状況)。一方で、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 59.7% (平成 27 年労働安全衛生調査 (実態調査)) と、第 12 次労働災害防止計画の目標である「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 80% 以上」に達していない。

このほか、業務上疾病の被災者は長期的に減少し、平成 28 年は前年から 7 人減少して 7,361 人となった。疾病別では腰痛が 201 人増加し、4,751 人と依然として全体の 6 割を超え、業種別では社会福祉施設が最も多くなっている。さらに、熱中症については、前年から 2 人減少して 462 人となり、近年 400~500 人台で高止まりの状態にある。

このような状況を踏まえ、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定) に基づき、治療をしながら仕事をしている方の治療と仕事の両立に向けた様々な取組を推進することとしている。

また、化学物質による健康障害を防止するため、昨年6月に施行された改正労働安全衛生法のさらなる普及・定着のため「ラベルでアクション」を合い言葉に、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取り組んでいる。

さらに、過労死等防止対策推進法（平成26年11月施行）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月閣議決定）に基づき、過労死等の防止のための対策に取り組むこととしているほか、平成28年12月に決定された「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づき、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推進している。

このような背景を踏まえ、今年度は、  
「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」  
をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2. スローガン

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

## 3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7. 実施者

各事業場

## 8. 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

#### ① 重点事項

##### ア 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づく以下の事業場環境整備

- (ア) 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- (イ) 研修等による両立支援に関する意識啓発
- (ウ) 相談窓口等の明確化

- (エ) 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- (オ) 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- イ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
  - 平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS 交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組
  - (ア) 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
  - (イ) 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDS の入手状況、危険有害性情報の確認
  - (ウ) SDS により把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
  - (エ) ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
  - (オ) 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
  - (カ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
  - (キ) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
    - a. 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
    - b. 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
  - (ア) 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
  - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
  - (ウ) 4 つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
  - (エ) ストレスチェック制度の適切な実施
  - (オ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
  - (カ) 自殺予防週間（9 月 10 日～9 月 16 日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

- (キ) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
  - (ア) 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - (イ) 改正労働安全衛生規則（平成 29 年 6 月 1 日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
  - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
  - (エ) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - (オ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ その他の重点事項
  - (ア) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進  
腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）に基づく以下の対策の実施
    - a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
    - b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施
    - c. 社会福祉・介護事業及び医療保健業向けの腰痛予防対策講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
  - (イ) 職場における受動喫煙防止対策の推進
    - a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
    - b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
    - c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
  - (ウ) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
    - a. WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
    - b. 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
    - c. 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
  - (エ) 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- a. 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
- b. 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- c. 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施

## ② 労働衛生 3 管理の推進等

ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化

- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

イ 作業環境管理の推進

- (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

ウ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

エ 健康管理の推進

「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施

- (ア) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

オ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する

## 能力向上教育の実施

- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

### ③ 作業の特性に応じた事項

#### ア 粉じん障害防止対策の徹底

（ア）第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進

- a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
- c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- d. 離職後の健康管理の推進

（イ）改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

#### イ 電離放射線障害防止対策の徹底

ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

#### カ 石綿障害予防対策の徹底

（ア）建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

（イ）石綿製品の全面禁止の徹底

（ウ）離職後の健康管理の推進

#### キ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

（ア）酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

（イ）換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

### ④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

ア 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底

ウ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策



の強化について（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）」に基づく  
東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

⑤平成 28 年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

平成 29 年度

心とからだの健康推進運動

9月1日～9月30日

健診を 受けて見直す  
生活習慣  
ストレスチェックで  
心も健康





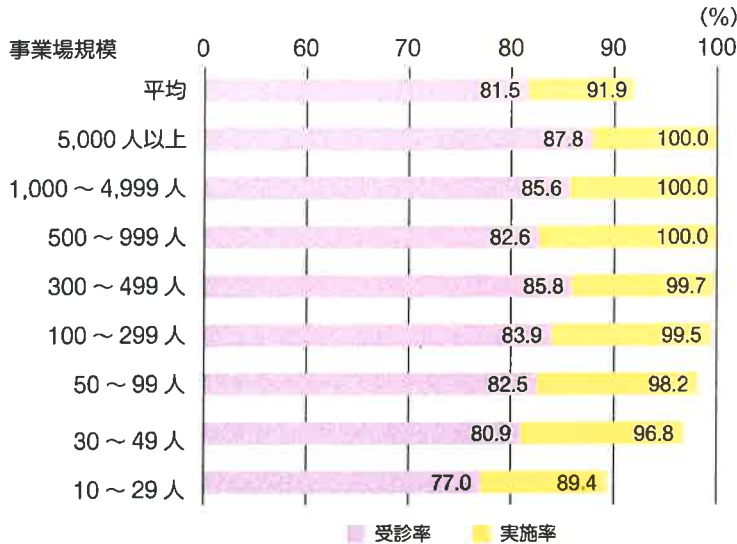
## 目標

# 1

### 定期健診受診率の向上と 有所見率増加傾向に歯止めを！

#### 定期健診実施率、常用労働者受診率

定期健康診断の実施率、受診率とも事業場規模による格差があります。1年に1回の受診機会、大切にしてください。

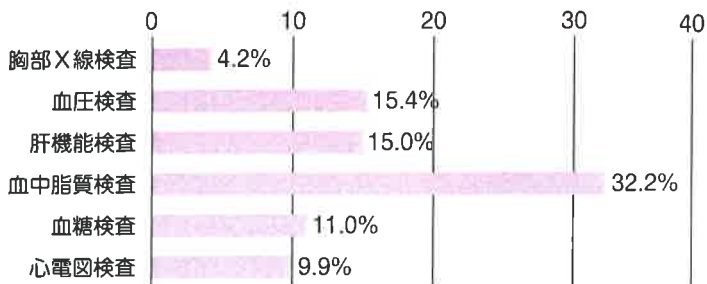


厚生労働省「平成24年度労働者健康状況調査」

#### 健診項目別有所見率

働く人の2人に1人は健康診断で何らかの所見が指摘されています。血中脂質、肝機能、血圧が有所見御三家です。生活習慣を見直しましょう。事業者は、有所見者に対する保健指導を実施しましょう。

健康診断における  
有所見率  
全体  
**53.8%**  
(平成28年)



厚生労働省「定期健康診断結果調」(平成28年)

## 目標

# 2

### ストレスチェック結果を踏まえた 職場ストレス環境の改善を！

#### 業種別健康リスク

平成28年1月～12月に全衛連の実施したストレスチェックについて分析\*した結果、職場ストレス状況を判断する指標である健康リスクは下表のとおりでした。あなたの事業場の職場評価結果はいかがでしたか。総合健康リスクが120を超えると職場に何らかの問題が発生しているとされます。衛生委員会等で協議し、ストレス低減対策に取り組みましょう。

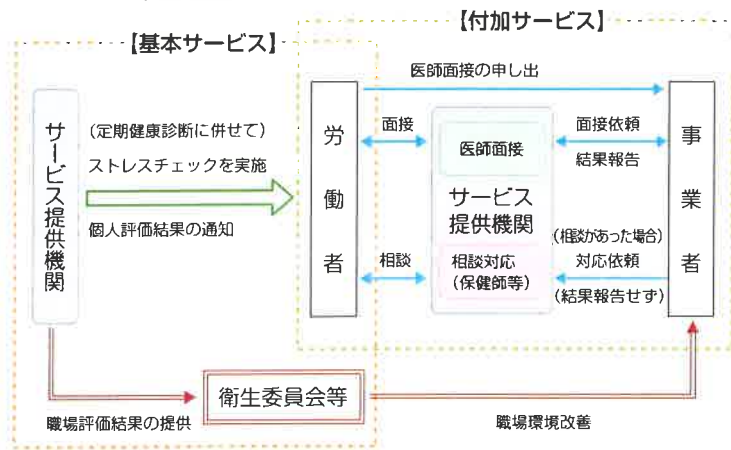
	男性 健康リスク			女性 健康リスク		
	仕事の負担	職場のサポート	総合	仕事の負担	職場のサポート	総合
全衛連平均	98	110	107	99	102	100
農業、林業	98	108	105	102	105	107
漁業	101	100	101	101	102	103
鉱業、採石業、砂利採取業	93	104	96	91	104	94
建設業	96	109	104	93	107	99
製造業	98	109	106	99	104	102
電気・ガス・熱供給・水道業	95	96	91	92	98	90
情報通信業	99	113	111	97	107	103
運輸業、郵便業	95	111	105	96	107	102
卸業、小売業	102	100	102	98	99	97
金融業、保険業	101	94	94	100	91	91
不動産業、物品賃貸業	92	100	92	96	100	96
学術研究、専門・技術サービス業	94	102	95	95	97	92
宿泊業、飲食業	99	104	102	99	97	96
生活関連サービス業、娯楽業	95	125	118	98	110	107
教育、学習支援業	98	102	99	100	96	96
医療、福祉	100	107	107	102	99	100
複合サービス事業	95	101	95	99	100	99
サービス業(他に分類されないもの)	94	111	104	97	104	100
公務(他に分類されるものを除く)	96	107	102	100	100	100
その他	98	108	105	98	102	99

(\*全衛連のストレスチェックを利用した約230万人のうち分析に同意した83万人のデータを使用)

#### 相談対応体制を確立しましょう

ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された方は医師による面接指導を受けるようにしてください。事業者は高ストレス者が放置されることのないよう産業医等による相談対応体制を確立してください。外部の専門機関に対応させるのもよいでしょう。

#### 【全衛連のストレスチェックサービス】



# 労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました（平成28年6月1日施行）

一定の危険有害性のある化学物質（640物質）について

1. 事業場における**リスクアセスメント**が義務づけられました。
2. 譲渡提供時に容器などへの**ラベル表示**が義務づけられました。

## <リスクアセスメントとは>

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

## <対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

## <リスクアセスメントの実施義務の対象物質>

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。対象は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である**640物質**です。

640物質は以下のサイトで公開しています。

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

職場のあんぜんサイト SDS

検索

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。





## 1. リスクアセスメントの実施時期

(安衛則第34条の2の7第1項)

施行日(平成28年6月1日)以降、該当する場合に実施します。

### <法律上の実施義務>

- 1.対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
  - 2.対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
  - 3.前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき
- ※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

### <指針による努力義務>

- 1.労働災害発生時  
※過去のリスクアセスメント(RA)に問題があるとき
- 2.過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- 3.過去にRAを実施したことがないとき  
※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

## 2. リスクアセスメントの実施体制

リスクアセスメントとリスク低減措置を実施するための体制を整えます。安全衛生委員会などの活用などを通じ、労働者を参画させます。

担当者	説明	実施内容
総括安全衛生管理者など	事業の実施を統括管理する人 (事業場のトップ)	リスクアセスメントなどの実施を統括管理
安全管理者または衛生管理者 作業主任者、職長、班長など	労働者を指導監督する地位にある人	リスクアセスメントなどの実施を管理
化学物質管理者	化学物質などの適切な管理について必要な能力がある人の中から指名	リスクアセスメントなどの技術的業務を実施
専門的知識のある人	必要に応じ、化学物質の危険性と有害性や、化学物質のための機械設備などについての専門的知識のある人	対象となる化学物質、機械設備のリスクアセスメントなどへの参画
外部の専門家	労働衛生コンサルタント、労働安全コンサルタント、作業環境測定士、インタストリアル・ハイジニストなど	より詳細なリスクアセスメント手法の導入など、技術的な助言を得るために活用が望ましい

※事業者は、上記のリスクアセスメントの実施に携わる人(外部の専門家を除く)に対し、必要な教育を実施するようにします。

### 3. リスクアセスメントの流れ

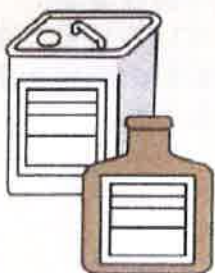
リスクアセスメントは以下のような手順を進めます。



「ラベルでアクション」運動実施中！職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう

## 「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげましょう



(製品の名称) △△△製品 ○○○○

(絵表示)



(注意喚起語)

**危険**

(危険有害性情報)

- ・引火性液体及び蒸気
- ・吸入すると有毒

(注意書き) **取扱い注意** (供給者の特定)

- ・火気厳禁
- ・防爆構造の器具を用いる

## 4. 労働安全衛生法・関係法令

### 労働安全衛生法（平成26年6月25日改正）

#### 第57条の3

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

- 2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第28条第1項及び第3項に定めるもののほか、前二項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

### 労働安全衛生規則（平成27年6月23日改正）

#### 第34条の2の7

法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。次項及び次条第1項において「調査」という。）は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 一 令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下この条及び次条において「調査対象物」という。）を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
  - 二 調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、調査対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- 2 調査は、調査対象物を製造し、又は取り扱う業務ごとに、次に掲げるいずれかの方法（調査のうち危険性に係るものにあつては、第一号又は第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる方法に限る。）により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。
- 一 当該調査対象物が当該業務に従事する労働者に危険を及ぼし、又は当該調査対象物により当該労働者の健康障害を生ずるおそれの程度及び当該危険又は健康障害の程度を考慮する方法
  - 二 当該業務に従事する労働者が当該調査対象物にさらされる程度及び当該調査対象物の有害性の程度を考慮する方法
  - 三 前二号に掲げる方法に準ずる方法

#### 第34条の2の8

事業者は、調査を行つたときは、次に掲げる事項を、前条第2項の調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

- 一 当該調査対象物の名称
  - 二 当該業務の内容
  - 三 当該調査の結果
  - 四 当該調査の結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容
- 2 前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。
- 一 当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
  - 二 書面を、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
  - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該調査対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

## 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

### 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➔ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」  
ダウンロードサイト



- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

### ▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

#### ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、**専門家**がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

#### 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➔ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索



# ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）

## ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告  
※義務

### 労働基準監督署に実施結果報告書を提出

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析  
（※努力義務）

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

### 《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合いましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

#### 実施に向けた検討事項

右のような項目について、話し合いましょう。

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等

